

意思決定学習における「公共的な意思決定」

社会系教育サブプログラム

楊井 真琴

【指導教員】 桐谷 正信 小貫 篤 高橋 雅也

【キーワード】 社会科教育 公共性 意思決定 意思決定学習

1. 問題の所在

人々は、社会生活を営む際、必ず様々な判断がなされている。民主主義社会においては、全ての人々は社会を形成する判断主体として、判断を行う権能や多様な価値観を持つことを平等に認められている。民主主義社会の市民について、吉村功太郎(1999:11)は、以下のように述べている。

「市民は民主主義社会の判断主体であり、主体的判断を行う能力がその重要な資質となる。したがって、社会的判断や決定の構造に基づいて市民的資質の育成が行われることとなり、価値判断や意思決定などが市民的資質育成の原理として取り上げられることとなる。」

社会がどのように形成されるかは、人々の判断に委ねられるため、民主主義社会を形成するためには、自らの価値観を基盤とする主体的な判断とそれに基づく行動が市民に求められる。従って、民主主義社会を担う市民の育成を目標とする社会科教育では、主体的で合理的な価値判断する能力や意思決定する能力が育成すべき市民的資質であると言える。

また、小原友行(1994:170)は意思決定について、以下のように述べている。

「意思決定力とは、問題場面での自己の行為を科学的な事実認識と反省的に吟味された価値判断に基づいて選択・決定するために必要な能力であり、目的・目標を達成するために考えられる実行可能なすべての行動案(手段・方法)、あるいは問題を解決するために考えられるすべての解決策の中から、より望ましいと判断できるものを選択・決定することのできる能力である」(下線部筆者作成)

人々は常に民主主義社会にとってより望ましいものを選択・決定でき、すべての問題を解決できているわけではない。各人の持つ価値観によって、何を「望ましい」とするかの判断は異なり、民主主義社会で特定の価値観のみによる判断が行われると、異なる価値観による判断との対立やさらなる問題が起こる。つまり、問題を解決したり社会を形成したりするには、望ましい手段や解決策を価値観の多様性を尊重できるような判断・選択・決定することが重要である。このような価値観の多様性を尊重した意思決定を行うことは、社会科において意思決定する能力の育成を目指す意思決定学習においても重要であるということが出来る。だが、実際の社会において、社会的論争問題を解決しようとした時、価値観の多様性の尊重のみを徹底すると、社会全体で判断を一つに決定し解決策を講じることは容易ではない。

そこで本小論では、民主主義において価値観の異なる市民同士が平和的に問題を解決するためには、意思決定過程に以下の二つの要素が重要であると考ええる。

- | |
|----------------------|
| ①社会全体として望ましい判断を目指すこと |
| ②多様な意見が尊重されていること |

したがって、本小論で「公共的な意思決定」とは、「民主主義社会における問題場面で、多様な意見を尊重しながら、目的・目標のために考えられる実行可能なすべての解決策・行動案の中から、社会全体として望ましいものを判断・選択・決定すること」であるとする。

以上のことから、社会科の意思決定学習においては、市民が多様な価値観が存在する民主主義社会での問題解決をするために、価値観の多様性の尊重と問題解決の両立を目指す「公共的な意思決定」をする力を育むべきであると考ええる。

本研究は、社会科の意思決定学習における「公共的な意思決定」について明らかにし、そのあり方について考察することを目的とする。まず、「公共的な意思決定」とはどのようなものであるかを明らかにし、特に「公共的」な意思決定であるとするための要素を示す。次に、「公共的な意思決定」を意思決定学習でどのように取り入れるのかについて、先行研究から社会科における意思決定学習の構造を分析し、「公共的な意思決定」を行うための学習過程について考察するとともに、具体的な単元計画を構想する。

2. 「公共的な意思決定」における公共的な観点

ロールズ(2022)は、「理にかなっているが相容れない宗教的・哲学的・道徳的世界観によって深く分断された自由で平等な市民からなる社会が、いかにして長期にわたって安定的で正義にかなったあり方を続けられるか」という問題を提起している。そこでロールズは、多様な包括的世界観をもつ市民が、社会の基本構造に関わる政治的問題について議論する際には、公共的に共有された価値に基づいて政治権力の行使を正当化する、誰に対しても説明可能な理由づけの枠組み、すなわち「公共的理由」が重要であるとした。なおここでは、宗教・哲学・道徳などの包括的世界観と社会制度をどう正義化するかという正義の政治的構想を区別し、公共的理性は自由・平等・公正といった政治的価値に基づくものである。

斎藤純一(2010)は、このロールズの公共的空間を「公共的理由」の空間として捉えるアプローチは、民主的な正当性

を確立していく上で、以下の3つのメリットを持っていると述べている。

- ①特定の立場が特権的な発言権を持つことを退ける。
- ②理由を上げるすべての主張に発言の機会を与える。
- ③規範的に見て正当な理由が再検討されていく手続きを保證することができる。

現代の民主主義社会で解決が求められる問題は、主に社会的な論争問題や政治問題であり、公共的空間で議論されるべきである、「公共性」に関わる問題であると言える。社会的論争問題を解決するにあたっては、その解決方法が社会全体にとって望ましいと考えられる判断の規準として「公共的理由」の中心となる自由・平等・公正といった政治的価値を、「公共的な観点」として社会科教育においても重視するべきであるとする。

斎藤(2000)は「公共性」を次の三つに大別し説明した。

- ①国家に関係する公的な (official) ものという意味
- ②全ての人々に関係する共通な (common) ものという意味
- ③誰に対しても開かれている (open) という意味

このように複数の意味をもつため、山口定(2003)は、空間概念としての公共性と、行為や政策の性質を表す概念としての公共性を区別すべきであると主張した。前者の公共性に関しては、一般に公共圏や公共空間“public sphere”/“public space”と表現し、後者の公共性は“publicness”と表現して両者を区別し、後者を「正当性規準としての公共性」と位置づけた。また、山口(2003)は、公共政策の具体的な正当性規準として、「公共性」を判定する規準(「公共善(public good)」に関する人びとの合意を可能にする手がかり)を以下の8点に整理した。以降、本小論ではこれらを「公共性規準」と表現することとする。

「正当性規準としての公共性」の具体的内容(以下「公共性規準」)(山口, 2003)

- ①「社会的有用性」もしくは「社会的必要性」
公共事業における空港、道路、ダム建設などで、当該事業が社会的に見て本当に必要なかどうかという規準。
- ②「社会的共同性」
同じ「社会」に住む者同士が、最低限の共同の絆として容認できる社会生活のルールや価値観に沿っているかどうかという規準。①と混同されかねないが、①は基本的には利便性の問題であるという点で区別している。
- ③「公開性」
情報が公開されているかどうかという規準。山口は「『公開性』こそあるべき『公共性』の最も基本的な要件の一つである」と述べ、重視している。
- ④「普遍的人権」
人間の尊重、あるいは政治システムにおける個人の地位の尊重がなされているかどうかという規準。
- ⑤「国際社会で形成されつつある『文化横断的諸価値』」
さまざまな異なった文化の違いを越えてその妥当性が承認されつつある価値。

⑥「集合的アイデンティティの特定レベル」

問題が、いかなる集合的アイデンティティのレベルや特性を持っているかという規準。

人・金・物が国境を超えて往来し、人々が自由にさまざまなレベルのコミュニティを結成・参加する時代には、人々は自身の属性やアイデンティティを一元的にすることはできない。多元的・重層的なアイデンティティを持つ人々が、特定の問題について議論するには、いかなる集合的アイデンティティが問題となっているのかを自覚する必要がある。

⑦「新しい公共争点への開かれたスタンス」

グローバル化の進展・情報技術の展開などにより新たなリスク問題に直面している。そうした新しいリスクについても考慮できているかどうかという規準。

⑧「手続きにおける民主性」

問題が今日の民主性の水準に見合う正当性を持った手続によって決定されたことであるかどうかという規準。

社会全体としてより望ましい判断を目指す上で、「公共性」を無視することはできない概念である。また、桑原敏典(2004)は山口(2003)の提示する「正当性規準としての公共性」を、行為や政策の正当性を判定するための規準となるものとし、公共善に関する人々の合意を可能にする手がかりともなるものであると述べている。よって、山口(2003)の提示する8点のような公共的な観点すなわち「公共性規準」を意思決定に取り入れることが、社会全体としてより望ましい判断を目指すことの1つの手段となりうるのではないかと考えられる。

8点の「公共性規準」は、問題自体の性質に関連した規準と、問題に付随する価値に関連した規準の大きく2つに分類できると考える。前者には、③「公開性」⑥「集合的アイデンティティの特定レベル」⑦「新しい公共争点への開かれたスタンス」⑧「手続きにおける民主性」が当てはまる。上記に関して問題を分析し、その性質の有無が担保されているかどうかや問題の及ぶ範囲を明確かどうか、問題と関連する他問題の考慮がなされているかによって公共性を担保する。後者には、①「社会的有用性」もしくは「社会的必要性」②「社会的共同性」④「普遍的人権」⑤「国際社会で形成されつつある『文化横断的諸価値』」が当てはまる。上記の価値が実現されるような解決策や討論ができていないかどうかによって公共性を担保するものである。

3. 意思決定学習の学習段階

(1) 意思決定の定義

「意思決定」と類似する単語でよく見られるのは「意志決定」であり、一般的にはあまり区別されていない。「意志」は英訳すると“will”や“intention”「意志、願望、決意、態度」と表される。(『ジーニアス和英辞典』(第四版)より)「意思」も単体だと同じ英訳だが、「意思決定」は“decision making”と表され、「ある目的達成のための諸手段を考察し、

7 決定に基づく行動

分析し、その一つを選択決定する」際に多く用いられる。

(『ブリタニカ国際大百科事典：小項目版』より)「意志決定」は“will”すなわち個人の願望や決意にもとづいた決定をする場合であるのに対して、「意思決定」は問題を分析し解決策を選択決定するような場合であると考えることができるため、本研究では「意思決定」が適していると考えられる。

小原 (1994) は「意思決定力とは、問題場面での自己の行為を科学的な事実認識と反省的に吟味された価値判断に基づいて選択・決定するために必要な能力であり、目的・目標を達成するために考えられる実行可能なすべての行動案(手段・方法)、あるいは問題を解決するために考えられるすべての解決策の中から、より望ましいと判断できるものを選択・決定することのできる能力である」と述べている。

このような意思決定する能力を市民が身につけていることで、民主主義社会で起こる問題について市民が判断して解決を目指して行動し、社会を形成していくことにつながる。したがって、意思決定する能力は民主主義社会を担う市民の育成を目標とする社会科教育で育成すべき市民的資質であると言える。

(2) 「意思決定学習」の構造

次に、意思決定学習の中でどのような段階を経て行われているのかを分析する。意思決定学習の代表的な論者として、小原 (1994) と吉村 (1996) が挙げられる。両氏の意思決定学習の学習段階や構造について分析し、意思決定学習の中でどのように「公共的な意思決定」が活用できるかについて考察する。

①小原 (1994) の「意思決定学習」

小原 (1994) は、「意思決定学習」を提案している。社会的な論争問題を取り上げ、意思決定の経験をさせることで「意思決定力」と意思決定学習における「見方・考え方」を育成する。また社会科における意思決定の必要性を、科学的な社会認識を基盤とした社会的判断力の育成を目指すという点に見出しており、そのためには社会的な論争問題を取り上げ、目的・目標を達成するための最も合理的な手段・方法を考える意思決定が必要であると述べている。ここでは、どのように望ましいのかは意思決定主体の個人的な価値観に左右されるため、小原の意思決定学習は「個人的意思決定」が行われているとすることができる。また、個人の能力(社会的判断力) 育成を目指す上では意思決定がどれほど合理的であるかが求められるため、それに伴って合理的な価値判断が求められると考えられる。

また、小原 (1994) は、意思決定学習の学習段階を以下のように示している。

小原 (1994) の意思決定学習の学習過程	
1	問題把握
2	問題分析 (原因究明)
3	達成すべき目的・目標の明確化
4	すべての実行可能な行動案の提出
5	行動案の論理的結果の予測と評価
6	行動案の選択と根拠づけ

②吉村 (1996) の「合意形成学習」

吉村 (1996:42) は、意思決定学習に対して次のような問題意識を示している。

「人間は、それぞれ個人として独立した存在ではあるが、その一方で集団を構成し、お互いに影響を及ぼしあいながら生きている。しかし、個人や集団はそれぞれ多様な価値観を持つ存在であるため、社会において対立状況が生まれる。社会的論争問題は人間社会では避け得ないものであり、この対立状況をいかに解決し、社会秩序をいかに維持していくかが主要な課題となるのである。」

吉村は、個人の価値観のみによる意思決定では社会において対立状況が生まれるため、「各個人の判断を尊重した上で、多様な個人の判断を社会的な判断へと引き上げるための価値観の調整過程が必要」(吉村 1996:41) であるとした。このように、吉村 (1996) は「個人の主体性と多様な価値観を尊重しつつ、個人的決定を社会的決定へと集約し、社会的論争問題を解決する」過程である「合意形成」を重視し、合意形成過程を経験させる合意形成学習を提案している。この「合意形成」は、合意の形成主体が社会や集団レベルであり、決定は多様な価値観を尊重して社会的・集团的に望ましいもの判断・選択・決定するものであるため、「社会的・集团的な意思決定」と言い換えることができる。この点で、意思決定が主体の持つ個人的な価値観によって左右される小原 (1994) の先行研究との差異が見られる。

また、吉村 (1996) は合意形成学習の学習段階を、以下のように示している。

吉村 (1996) の合意形成学習の学習段階	
1	問題の提示
2	問題の把握
3	問題の分析
4	解決策の考察
5	類似する論争問題の検証
6	解決策の評価

4. 価値判断と「公共的な意思決定」の関連

意思決定学習には、価値判断がどのような役割を果たしており、「公共的な意思決定」をすることとの関連性を見出す。

(1) 価値判断の定義

尾原康光 (1991) は、「社会科授業では、社会事象に対して何らかの判断がなされている。社会事象に対してなされる判断は、その結果として得られる言明の種類によって2つに大別できる。つまり、経験的言明(事実的言明)を得る事実判断と、価値的言明(評価的言明・規範的言明)を得る価値判断である」と述べている。

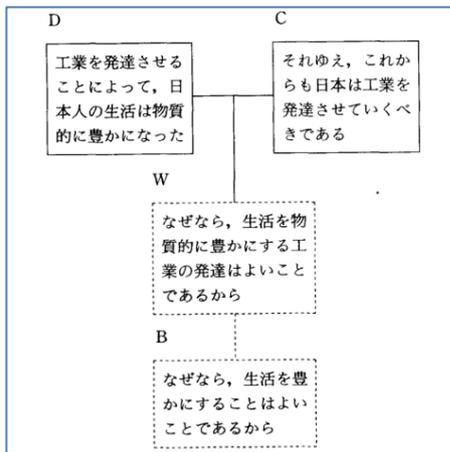


図1 尾原 (1991:73) より引用

価値判断は、その構造が主にトゥールミン図式として表される。(図1, 尾原 1991:73) Claim (規範的言明, 主張) を、Date (事実的言明, 根拠) と Warrant (評価的言明, 論拠) によって基礎付け、さらに W を Backing (「W にあたる評価的言明より高次の普遍性をもった評価的言明」、裏付け) によって基礎付けるという構造である。

このことから、価値的言明 (評価的言明・規範的言明) を得る「価値判断」は以下の二つの役割が想定できる。

価値判断の二つの役割

(1) 「価値に基づいて判断し主張を得る」価値判断

D (事実) と W (論拠) と B (裏付け) から C (主張) を得る。(図2, 尾原:1991 を引用し筆者作成)

(2) 「主張から価値を判断し見出す」価値判断

C (主張) と D (事実) から、と W (論拠) と B (裏付け) を得る。(図3, 尾原:1991 を引用し筆者作成)

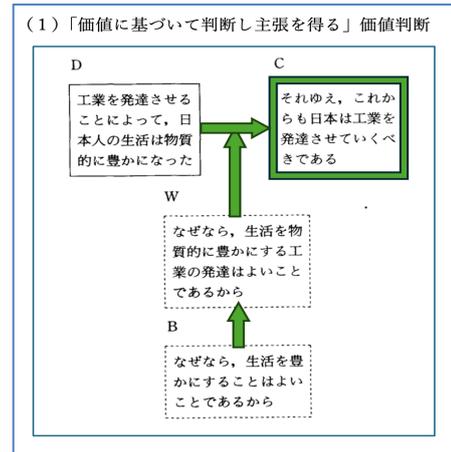


図2

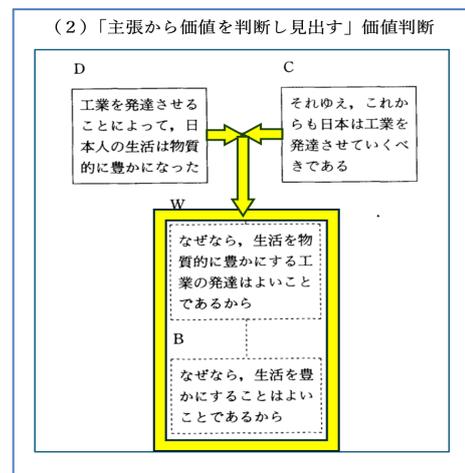


図3

(2) 意思決定学習における価値判断の重要性
これを踏まえ、小原の「意思決定学習」・吉村の「合意形成学習」の学習段階をさらに以下のように分析した。

①小原 (1994) の「意思決定学習」

学習段階	授業内容 (設定される問い)	●学習者の活動 (筆者作成)
1 問題把握	「どのような問題か、人間生活にどのような影響があるのか」「何をなすべきか、何がなされねばならないか、どのような解決策がより望ましいのか」	●問題提起により問題意識を持つ
2 問題分析 (原因究明)	「なぜそのような問題が生じるのか」	●事実判断
3 達成すべき目的・目標の明確化	「問題解決によって何を実現するのか、達成すべき目的・目標は何か」	●価値判断 (2) (価値の明確化)
4 すべての実行可能な行動案の提出	「行動案 (解決策) としてどのようなものが考えられるか」	●価値判断 (1) (価値選択、価値に基づく評価)
5 行動案の論理的結果の予測と評価	「もしそのような行動案 (解決策) を実行したとしたら、どのような結果が生じるか」	●意思決定 (行動を選択し決定する)
6 行動案の選択と根拠づけ	「達成すべき目的・目標と行動案の論理的結果から考えて、どの行動案がより望ましいのか」 「なぜそのように判断したのか」	●価値判断 (2)
7 決定に基づく行動	「やってみよう」	●行動

②吉村(1996)の「合意形成学習」

段階	○授業過程・具体的な授業内容	●学習者の活動（筆者作成）
1 問題の提示	○学習課題としての社会的論争問題の提示 ・テーマに関して身近なニュースを取り上げる。	●問題提起により問題意識を持つ
2 問題の把握	○社会的論争問題の認識 ・具体的事例として過去にあった事件や判例を扱い、その対立点を把握する。	●事実認識 (対立する主張の認識)
3 問題の分析	○論争問題の分析によって事実判断と価値判断を明確にし、対立点となっている価値を明らかにする(対立点の明確化) <u>I 事実判断</u> 事実に関する言明の整合性の検証 <u>II 価値判断</u> ①事実と価値の整合性の検証	●事実認識(主張の背景にある事実の認識) ● 価値判断(1) (価値の明確化)
4 解決策の考案	○明確にされた対立点をふまえて、論争問題の解決へと至るための方策を考案させる。 <u>I 仮説考案のための調査</u> <u>II 仮説の提示</u>	● 価値判断(1) (価値選択、価値に基づく仮説の評価) ● 意思決定
5 類似する論争問題の検証	○類似する価値の対立を含み、なおかつ現在の時点での結論が出ている論争問題の事例の検証 (どのような価値が優先され、どのような解決策に結びついたのか) <u>I 事実判断</u> 事実に関する言明の整合性の検証 <u>II 価値判断</u> ①事実と価値の整合性の検証 ②価値そのものの妥当性の検証	● 事実判断 ● 価値判断(2) (事例における価値判断の検証、事例での主張と価値の明確化)
6 解決策の評価	○仮説としての解決策の妥当性を検証 <u>I 事実判断</u> 事実に関する言明の整合性の検証 <u>II 価値判断</u> ①事実と価値の整合性の検証 ②価値そのものの妥当性の検証 ・それぞれの解決策の根拠となっている価値観はどのようなものか ・それぞれの価値観が共存できる方法はないか ・価値観の対立が明確になった場合、それぞれが共有できる価値観を提示する ・両者が共有できる価値観に基づいてそれが最大限に実現できる方法を考察 ・その方法が本当に両者の価値観を最大限に実現できるかをそれぞれの立場から検証し、まとめる	● 価値判断(2) (価値の明確化) ● 価値判断(1) (価値に基づき解決策を評価) ● 価値判断(1) (価値に基づき共有可能かを評価) ● 価値判断(1) (共有できる価値に基づいて解決策を選択) ● 価値判断(1) (価値に基づき主張を評価) ● 意思決定 (解決策を選択し決定する)

これらの意思決定を伴う学習に見られるように、どちらの役割の価値判断も複数回行われており、意思決定学習において、価値に注目し可視化して分析・選択する段階である価値判断の重要性は高いと言える。

個人的意思決定を目指す小原氏の意思決定学習の学習段階に注目すると、価値判断の段階は一度で、その判断は個人内にとどまっていた。一方吉村氏の合意形成学習では価値判断を重ねて行い社会的・集団的意思決定を行っている。そのため、吉村氏の合意形成学習と比べ、個人的意思決定を目指す意思決定学習では、個人の価値判断の規準の精度により信頼性が求められる。価値判断の学習段階の中に判断の規準の精度を高められる手立てが必要であると考えられる。

「価値に基づいて判断し主張を得る」価値判断(1)は、「公共的な意思決定」における「①社会全体としてより望ましい判断を目指すこと」という要素を満たす上で、社会全体で優先して実現すべき価値に基づいて社会問題などについて

判断し問題の解決策を構築・選択していくことに必要な行動段階であると言える。また、「主張から価値を判断し見出す」価値判断(2)では、直面する社会的な問題などについて主張が対立する際に、主張の背景にある価値を明確にすることができれば、議論によってそれぞれの主張の価値をどちらも両立できる解決策を考案することも可能となる。これによって「②多様な意見が尊重されていること」という要素を満たした意思決定を行うことができる。

これらのことから、二つの役割の価値判断は「民主主義社会における問題場面で、多様な意見を尊重しながら、目的・目標を達成のために考えられる実行可能なすべての解決策・行動案の中から、社会全体としてより望ましいものを判断・選択・決定すること」と定義した「公共的な意思決定」を実現するために大きく関係すると考えられる。

また、価値判断では公共性規準の活用が重要であると考えられる。二つの学習で行われている価値判断は、社会的な「望

ましき」とは何かを判断している段階であり、ここではそれを単に幸福の総量が最大化されることや、多数者の選好が集計的に優越することとするべきではないと考える。社会では、価値観や利害、立場や経験を異にする人々が共に生きており、それらは単一の尺度によって測定・還元できるものではない。このような価値の多元性が不可避である以上、社会全体に拘束力をもつ価値判断や制度的決定は、特定の価値観や多数派の利益のみを前提としてなされるべきではない。むしろそれらは、少数者を含む当事者に対して、排除や沈黙を前提とすることなく、なぜその判断が採用されるのかを理由とともに説明し、正当化するものである必要がある。とりわけ社会的決定は、人々の行為や生のあり方を規定し、ときに強制力を伴うという点において、単なる結果の望ましき以上に、その決定がいかなる根拠に基づいてなされたのかという正当化の過程そのものが問われる。したがって、社会的な「望ましき」とは、結果として誰かが幸福になるかどうかだけでなく、価値や利害の異なる人々が、互いに理由を提示し合いながら、合理的に受け入れ可能なものとして位置づけられるかどうかにかかっている。以上の点から、社会全体としての価値判断においては、山口（2003）の「公共性規準」のうちの、問題に関わる人々の間で共有することが可能な理由として活用することができる①「社会的有用性」もしくは「社会的必要性」②「社会的共同性」④「普遍的人権」⑤「国際社会で形成されつつある『文化横断的諸価値』」を活用することが重要であると考えられる。

5. 単元案の構想

(1) 小単元「持続可能な社会とプラスチックのリサイクル」の概要

以下、中学校第3学年社会科公民分野において、プラスチック製品と環境問題を取り上げ、公共性規準を活用した意思決定学習の小単元を表1の指導案に基づいて説明する。

第一段階ではまず、近年便利で身近なプラスチック製品の素材が変更され紙製や木製のものが導入される事例が多く見られることを取り上げる。その背景に、気候変動や海洋汚染などの世界的な環境問題が進み、その対策としてプラスチックの削減が求められていることを把握する。

(2) 小単元指導案

単元の目標

- ・「公共性規準」を活用して「持続可能な社会を目指す上でプラスチック製品をどのようにリサイクル・削減していくべきか?」という問題について分析することができる。
- ・「公共性規準」に基づいた意思決定を行い、「公共的な意思決定」を行うことができる。

表1 小単元指導案「持続可能な社会とプラスチックのリサイクル」

段 階	○教師の発問・指示 ●学習者の活動	・主な学習内容
1 問題の 提示	○プラスチック製品が身の回りにどれほどあるか自分の生活を振り返ってみよう。 ○近年プラスチック製品が別素材に変更されている事例から、なぜそのような事例が増えているのか考えよう。 ●問題提起により問題意識を持つ	・プラスチック製品は身の回りに溢れており、便利である。しかし近年プラスチック製品の素材が変更され紙製や木製のものが導入されるようになった。 ・気候変動や海洋汚染などの世界的な環境問題が進み、その対策としてプラスチックの削減が求められている。

第二段階では、日本で環境問題に向き合いプラスチック製品を削減する上でどのような課題があるかを調べたり考える。日本では1997年から「容器包装リサイクル法」が施行された。2019年における日本のリサイクル率は85%で、その方法の内訳は、マテリアルリサイクルが22%（新たなプラスチック製品として再加工）、ケミカルリサイクルが3%（他の物質に変化させて再利用）、サーマルリサイクルが60%（償却処分し発生する熱エネルギーを回収）である。しかし、国際的にはサーマルリサイクルはリサイクルの一種と認められておらず、新たな製品として生まれ変わり再利用することができる方法であるマテリアルリサイクルとケミカルリサイクルが主流である。サーマルリサイクルのメリットとしては一般ごみと仕分けの必要がないため技術的に比較的容易であること、マテリアル・ケミカルリサイクルに向かない種類のプラスチックにも対応できること、紙ごみや生ごみよりも2~4倍ほど発熱量が高いことである。デメリットとしては、大気汚染物質や二酸化炭素が発生すること、再利用できないためプラスチックの原料である輸入石油を浪費してしまうこと、エネルギー効率が低く火力発電の半分ほどであることが挙げられる。近年大気汚染物質の排出を抑制されるようになったが、二酸化炭素の排出や石油輸入を止められないことについては持続可能な素材であるとは言えないため、「持続可能な社会を目指す上でプラスチック製品をどのように扱うべきか?」という問題について考えていくことが求められる。

第三段階では、「持続可能な社会を目指す上でプラスチック製品をどのようにリサイクル・削減していくべきか?」という問題について調べながら分析していく。公共性規準の8つの観点を活用する。③⑥⑦⑧の公共性規準によって、どのような立場の人々影響するのかが、他問題との関連など、問題の客観的な性質について分析する。また、①②④⑤の公共性規準によって問題に関わる価値を明確化する価値判断(2)を行う。

第四段階では、公共性規準①②④⑤の分析で得られた価値をもとに、問題について再び意思決定する。

第五段階では、行った意思決定が、公共性規準③⑥⑦⑧に則って判断されているか振り返り評価する。

<p>2 問題の把握</p>	<p>○日本ではどのようにプラスチック製品を削減しリサイクルに取り組んでいるのだろうか。 ○海外ではどのように取り組まれているのだろうか。 ○日本で環境問題に向き合いプラスチック製品を削減する上でどのような課題があるのだろうか。 ○「持続可能な社会の実現を目指すために、プラスチック製品をどのように扱うべきか？」という問題について小単元を通して考えよう。</p> <p>●事実認識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本でプラスチック製品は他の素材のもので代替したり、有料化したりすることなどでプラスチック製品の使用を削減している。 ・2019年における日本のプラスチックリサイクル率は85%で、その内訳は、マテリアルリサイクルが22%、ケミカルリサイクルが3%、サーマルリサイクルが60%である。 ・国際的にはサーマルリサイクルはリサイクルの一種と認められておらず、新たな製品として生まれ変わり再利用することができる方法であるマテリアルリサイクルとケミカルリサイクルが主流である。
<p>3 問題の分析</p>	<p>○「持続可能な社会の実現を目指すために、プラスチック製品をどのように扱うべきか？」について、8つの公共性規準に基づいて分析する。</p> <p>●事実認識 ●価値判断 (2) (価値の明確化) <公共性規準に基づく問い> ※具体的な分析は表2 問題自体の性質について ⑥この問題に関する人々は、どのような立場の人々か。 ⑦この問題に関して新しい公共争点はあるか？ ③この問題に関して公開されていない情報はるか。 ⑧これまでの議論は、今日の民主性の水準に見合う正当性を持った手続によって決定されたか。</p> <p>問題に付随する価値について ①持続可能な社会はどのような社会的有用性、社会的必要性があるか？ プラスチック製品の削減・リサイクルすることで、どのような社会的有用性・必要性を持って持続可能な社会を実現するのか？ また、プラスチック製品自体には社会的な有用性・必要性があるか？ ②持続可能な社会のためにプラスチック製品を削減しリサイクルをすることは、社会的共同性と照らしてどうであるか？ ④問題による影響は、普遍的な人権とどのような関わりがあるか？ ⑤プラスチック製品の削減・リサイクルに関して、国際的にはどのような価値づけがされているか？</p>	
<p>4 意思決定</p>	<p>○公共性規準①②④⑤の分析で得られた価値をもとに、「持続可能な社会の実現を目指すために、プラスチック製品をどのように扱うべきか？」について意思決定する。これまで取り組まれてきたことや、新たに取り組むべきことについて、根拠とその背景にある価値観を示す。</p> <p>●価値判断 (1) (価値選択、価値に基づく仮説の評価) ●意思決定</p>	<p>・意思決定例は上記図4、図5</p>
<p>5 意思決定の評価</p>	<p>○行った意思決定が、公共性規準に則って判断されているか振り返り評価する。</p>	

表2 問題についての分析

公共性規準	「持続可能な社会の実現を目指すために、プラスチック製品をどのようにリサイクル・削減していくべきか？」についての分析	活用段階
①「社会的有用性」もしくは「社会的必要性」	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品はその手軽さから人々の生活に欠かせないものである。(生活の利便性を追求) ・新たな製品に生まれ変わるリサイクル方法を拡充し、輸入石油に頼るプラスチック製品を削減することで限られた資源への依存度を減らし、持続可能な社会に近づく。 	<p>3 問題の分析</p> <p>4 意思決定</p>
②「社会的共同性」	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックを削減し環境問題の解決に取り組まなければならない。 ・プラスチック製品の利便性に助けられる人々が多いことから、極端なプラスチックの削減は容易には受け入れ難い。 ・リサイクルのための分別が難しく極端に厳しい場合は人々の理解を得ることが難しくなる。 	<p>5 意思決定の評価</p>

④「普遍的人権」	・海洋汚染や環境問題がさらに深刻化することによって、漁業で生計を立てている人々や地球温暖化による海面上昇の影響を受ける国の人々の生活・生命が脅かされることも考えられる。	
⑤「国際社会で形成されつつある『文化横断的諸価値』」	・サーマルリサイクルで焼却処分によって熱エネルギー回収をすることは、石油やプラスチックの一方通行的な利用になるため、国際的には限りある資源を循環させる持続可能性を重視する価値観が形成されている。	
③「公開性」	人々の生活とごみや環境の問題は密接に関わっているため、情報や制度は明確かつオープンである必要がある。問題に関する情報を収集することができるため、公開性は担保されていると言える。	3 問題分析
⑥「集合的アイデンティティの特定レベル」	・製品を作る企業 ・製品を使いごみを出す人々 ・ごみを回収する行政 など、関与するアイデンティティのレベルによって問題の取り組み方が異なる。	5 意思決定の評価
⑦「新しい公共争点への開かれたスタンス」	これまで日本はリサイクルした廃プラスチックの処理を海外への輸出に頼っていたが、2021年のバーゼル条約によって廃プラスチックの輸出が制限された。これにより、自国内での適切な処理に取り組むことがさらに求められる。	
⑧「手続きにおける民主性」	これまでの議論は多くの場面で人々が話す機会があり、環境問題への取り組みも多くの人々に許容されていると言える。しかし、持続可能な社会のさらなる実現のために取り組みの見直しを行なっていく必要があり、多くの立場の人々による議論をさらに深化させる必要がある。	

6. 成果と今後の課題

今回は、社会科の意思決定学習において、価値観の多様性の尊重と社会全体としての判断の両立を目指す「公共的な意思決定」を理論的に定義し、その具体的な学習過程を明らかにした。まず、ロールズの公共的理由を根拠として山口の公共性規準の重要性を示し、価値判断を重視しながら、公共性規準を意思決定に組み込むことで、多様な価値観が存在し合意形成が容易ではない民主主義社会における、意思決定の正当化過程を重視した「公共的な意思決定」のあり方を提案することができた。また、プラスチック問題を題材とした単元案を構想し、公共性規準を用いた分析・意思決定を取り入れた点に実践的な意義がある。一方で、公共性規準の項目数が多く、生徒にとって思考負荷が高くなる可能性がある点が課題として挙げられる。また、公共性規準と関連する価値の共有や、公共性規準を用いて行なった意思決定・価値判断を評価する具体的な方法を示すことも不十分であることも課題であるため、さらなる検討が必要であると考えられる。

7. 主要参考文献

- ・朝日新聞 (2025/08/24 最終更新) サーマルリサイクルとは？リサイクルではない？仕組みや現状、課題を解説 (最終閲覧日 2026/01/28)
https://www.asahi.com/sdgs/article/15527272#inner_link_002_1
- ・尾原康光 (1991) 「価値判断指導の構造と原理」全国社会科教育学会編『社会科研究』第39号 pp. 70-83.
- ・株式会社折兼 (2022/6/10 公開) プラスチック問題の現状に対する世界各国の取り組みとプラスチック代替素材の紹介 (最終閲覧日 2026/01/28)

<https://www.orikane.co.jp/orikanelab/17206/>

- ・環境省 (2022/4/6 公開) 【特集】プラスチックと、どうつきあう？ Ecojin (最終閲覧日 2026/01/28)

<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/feature1/20220406.html>

- ・桑原敏典 (2004) 「社会科における公共性の扱いと授業構成論の類型」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 92 pp. 95-106.
- ・小西友七編集、南出康世編集主幹 (2007) 『ジーニアス和英辞典』(第四版) 大修館書店
- ・小原友行 (1994) 「社会科における意思決定」社会認識教育学会編『社会科教育学ハンドブック』明治図書 p. 170.
- ・小原友行 (1998) 「社会的な見方・考え方を育成する社会科授業論の革新-21世紀の学校教育における社会科の役割」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』p. 8.
- ・斎藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店
- ・斎藤純一 (2010) 「公共的空間における政治的意思形成—代表とレトリック—」斎藤純一編『公共性の政治理論』pp. 100-120.
- ・ジョン・ロールズ著 神島裕子、福岡聡 訳 (2022) 『政治的リベラリズム 増補版』筑摩書房
- ・ブリタニカ・ジャパン (株) 編著 (2010) 『ブリタニカ国際大百科事典：小項目版』
- ・山口定 (2003) 「新しい公共性を求めて-状況・理念・規準-」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明『新しい公共性 そのフロントピア』有斐閣
- ・吉村功太郎 (1996) 「合意形成能力の育成をめざす社会科授業」全国社会科教育学会『社会科研究』第45号 pp. 41-50.
- ・吉村功太郎 (1999) 「社会科における価値観形成論の類型化-市民的資質育成原理を求めて-」全国社会科教育学会『社会科研究』第51号 pp. 11-20.